

令和4年4月8日

令和4年度第1回教育委員会定例会会議録

鹿児島県教育委員会

令和4年度第1回教育委員会定例会会議録

日時 令和4年4月8日（金）

14時00分～16時50分

場所 教育委員会室

出席者

東 條 教 育 長

島 津 委 員

今 村 委 員

原 之 園 委 員

堀 江 委 員

馬 場 委 員

森 副 教 育 次 長 兼 生 徒 指 導 総 括 監 長  
 黒木 木場 教 育 次 長 兼 総 務 福 利 課 長  
 西小野 教 福 学 校 職 員 課 人 事 管 理 長  
 内宮 永吉 教 職 員 課 人 事 管 理 長  
 寺加 大 義 務 教 育 課 特 別 支 援 教 育 室 長  
 奥山 山 義 務 教 育 課 指 導 監 長  
 紺内 高 校 教 育 課 指 導 監 長  
 新福 高 校 教 育 課 指 導 監 長  
 荒貴 高 校 教 育 課 指 導 監 長  
 龍村 高 校 教 育 課 指 導 監 長  
 中 南 高 校 教 育 課 指 導 監 長  
 宮川 文 人 権 同 和 財 教 育 課 課 長  
 波之平 総 務 福 利 課 課 長

議 決 事 項

件 名	提 案 理 由	審議の状況	採決の次第
議案第1号 特別支援学校の設置及び廃止について	学校教育法第2条第1項の規定に基づき、特別支援学校を設置及び廃止しようとするものである。	特記事項なし	決 定
議案第2号 特別支援学校の名称変更について	既設の特別支援学校の名称における「養護学校」を「特別支援学校」に変更しようとするものである。	特記事項なし	決 定
議案第3号 鹿児島県指定文化財の指定について	県にとって文化史上貴重なもの、学術的価値の高いもの及び地域的特色を示すものであることから、これを保存し活用するために、鹿児島県指定有形文化財、鹿児島県指定史跡及び鹿児島県指定天然記念物に指定しようとするものである。	特記事項なし	決 定
議案第4号 令和4年度鹿児島県教科用図書選定審議会委員の任命について	令和4年度鹿児島県教科用図書選定審議会委員を任命しようとするものである。	特記事項なし	決 定

# 会 議 要 旨

## 1 開会

## 2 会議の公開等について

報告第5号，報告6号，議案第4号，その他（6）については，非公開で審議する旨教育長から発議があり，全会一致で議決された。

## 3 令和3年度第12回教育委員会定例会会議録について

令和3年度第12回教育委員会定例会の会議録について，承認する旨教育長から発議があり，全会一致で議決された。

## 4 教育長報告

### 報告第1号 鹿児島県教育委員会非常勤職員の勤務時間，休暇等に関する規程の一部を改正する訓令の制定について

- 一 鹿児島県教育委員会非常勤職員の勤務時間，休暇等に関する規程の一部を改正する訓令についてその内容及び教育長の臨時代理により制定したことについて 一

〈教育次長兼総務福利課長が資料に沿って説明〉

〈質疑なし〉

（教育長） 異議がないので，報告第1号は了解いただいたものとする。

### 報告第2号 学校職員の休暇の取扱いに関する規則の一部を改正する規則の制定について

- 一 学校職員の休暇の取扱いに関する規則の一部を改正する規則についてその内容及び教育長の臨時代理により制定したことについて 一

〈教職員課長が資料に沿って説明〉

〈質疑なし〉

（教育長） 異議がないので，報告第2号は了解いただいたものとする。

### 報告第3号 鹿児島県教育委員会文書規程の一部を改正する訓令の制定について

- 一 鹿児島県教育委員会文書規程の一部を改正する訓令についてその内容及び教育長の臨時代理により制定したことについて 一

〈教育次長兼総務福利課長が資料に沿って説明〉

〈質疑〉

（島津委員） 今回は，内部の文書管理のシステムということで，学校に発出する様々な文書については，紙になるのか，どういう形で送るのか。また，教育委員会に届く国からの文書は紙なのか。

(教育次長兼総務福利課長) 学校あるいは国との文書のやりとりについては、従来から電子メールにより行っている。国と県との間はネットワークがあるため、国の文書はこれを経由して各都道府県に届くようになっており、文書については原則紙での配布よりも電子媒体で行われている。

(教育長) 異議がないので、報告第3号は了解いただいたものとする。

#### 報告第4号 令和3年度いきいき教育活動表彰の被表彰者の追加決定について

－ 令和3年度いきいき教育活動表彰の被表彰者について教育庁の臨時代理により追加決定したことについて －

〈教育次長兼総務福利課長が資料に沿って説明〉

〈質疑なし〉

(教育長) 異議がないので、報告第4号は了解いただいたものとする。

## 5 議案

### 議案第1号 特別支援学校の設置及び廃止について

－ 特別支援学校を設置し及び廃止しようとするることについて －

〈特別支援教育室長が資料に沿って説明〉

〈質疑〉

(島津委員) 鹿児島南特別支援学校の来年4月時点での見込みの児童生徒数については、増える可能性もあるわけだが、どのぐらい増えるのか。また、名称変更については、今特別支援学校は16校あるのに、資料にあがってるのは12校である。それ以外は「特別支援学校」という名前は使用しないのか。

(特別支援教育室長) 児童生徒は、今後転校の手続き等を行うが、300人程度が南特別支援学校に在籍すると考えている。

16校の中に、鹿児島高等特別支援学校が「特別支援学校」の名称を使用しており、その他は「養護学校」という名称を使用している。

(教育長) その他には、盲学校、聾学校がある。

(特別支援教育室長) 盲学校、聾学校、鹿児島南特別支援学校、高等特別支援学校及び今回変更する12校を合わせて、16校ということである。

(島津委員) 了解した。

(今村委員) 名称変更についてわからないわけではないが、一方で特別支援

学級がある。特別支援学級への入学と、特別支援学校への入学について、名称が似ているため、混同されるのではないかとよく問題になるのは特別支援学級は発達障害の子供が対象であるが、養護学校は発達障害の子供は対象でないということ。名称変更とともに取扱いが変わるのか。単に名称が変わるだけなのか。「養護学校」と「特別支援学校」の名称だけの違いと言われても、受け手側は混同する可能性があるかと思う。それについての対応はあるのか。

(特別支援教育室長) 特別支援学校に入学できる障害者は決まっており、視覚障害、聴覚障害、肢体不自由、知的障害、病弱である。また、特別支援学級の入級の障害種も決まっており、就学相談を経て、各市町村の教育支援委員会等で総合的判断をして、保護者と合意形成を図ることになっている。そのため、名称は変わるが、特別支援学校に就学できる子供と特別支援学級に就学する子供については、それぞれ対象に変更はなく、学校教育法施行令等をもとに判断しているところである。再度周知を図って参りたい。

(今村委員) 問題は、相手方の立場に立ってないということ。特別支援学級と特別支援学校では、「学級」と「学校」という部分しか変わらない。「特別支援」という同じ言葉を使いながら対象となる児童の範囲が大きく異なる。その状況を教育委員会側はわかっているが、児童・保護者側はわからずに混乱する可能性が大きい。

(特別支援教育室長) 名称の変更については、「特別支援学校」という名称にしてほしいという関係者からの要望等があったこと、及び平成19年度に学校教育法の改正により盲学校、聾学校、養護学校が複数の障害に対応する学校という形で「特別支援学校」に一本化したということを受けたものである。

(今村委員) 経緯としてそれはそれでよい。意見は議事録に残しておいていただければと思う。

(教育長) そもそも学校教育法上、従来「養護学校」と呼んでいたものを、「特別支援学校」とされている中で、定義するのは難しい。

(今村委員) ただ名称からすると、親御さんの希望で「特別支援学校」となったという説明がある中で、特別支援学級には入れたが、特別支援学校にも入れると思ったら入れないということがある。しっかり説明しないと、同じだと思っていたのに、対象にならないから特別支援学校へ入学できないということもあるのではないかと。

(教育長) そこは明確に説明する。

(特別支援教育室長) 特別支援学校、特別支援学級については丁寧に保護者の方々に、市町村教育委員会から説明するように伝えて参りたいと考えている。

(馬場委員) 名称の件について、他県にあると聞いたのだが、例えば、「養

護」を「支援」に変えると、文字数が少ないためわかりやすいということもあるので工夫した方がいい。特別支援学級か、特別支援学校かがわかりにくいと思う。皆さん省略して特別支援というと、どちらの意味にもなってしまうこともあるため、名称変更を検討してもよいのではないかと思う。

(特別支援教育室長) 他県に「支援学校」があるのも承知している。それも踏まえて、特別支援学校に在籍する保護者の方にもアンケートをとり、9割を超える方が「特別支援学校」が良いのではないかという御意見があったため、県の教育委員会としても、「特別支援学校」という名称を使うということ考えている。

(馬場委員) 特別支援学級を変えるということは可能か。

(特別支援教育室長) 特別支援学級については、小学校・中学校にある特別な支援を必要とする子供たちの学級の総称としてあり、学校においては、例えばコスモス学級やひまわり学級等の名称をつけているため、総称として、「特別支援学級」を使っている。小学校・中学校については、独自で名称をつけている学級が多いと認識している。

(原之園委員) 7-3ページについて、障害種は知的障害の方、肢体不自由の方、病弱の方となっているが、盲・聾の障害の方は、それぞれの学校に行き、それ以外の方々が、新しくできる鹿児島南特別支援学校を中心に、通学されるということによろしいか。

(特別支援教育室長) 視覚障害の方、聴覚障害の方は、専門性の高い盲学校・聾学校に就学している。鹿児島南特別支援学校は、鹿児島大学病院での訪問教育を行うことから、肢体不自由と知的障害と病弱を対象としている。例えば、知的障害が主たる障害で、視覚障害を併せ有する重複障害の場合、特別支援学校に就学することになる。

(今村委員) 病弱については、昨今問題になっている医療的ケア児があり、これはタイプがいろいろあると思うが、どの辺りまで対象になるのか。

(特別支援教育室長) 各市町村で、特別支援学校への就学がいいのか、地域の学校への就学がいいのかということ判断するため、子供の状況によって、個別に判断していく。

(島津委員) 桜丘養護学校が廃止になるが、廃止した後は活用が考えられているのか。

(副教育長) 桜丘養護学校の跡地は、もともと県のくらし保健福祉部の土地を借りているため、その隣にある療育センターと合わせて、どのような使い方をしていくかを、くらし保健福祉部と連携しながらこれから考えていくということになると思う。

〈議決〉

(教育長) 異議がないので、議案第1号は原案のとおり議決する。

**議案第2号 特別支援学校の名称変更について**

— 既設の特別支援学校の名称を変更しようとする事について —

〈特別支援教育室長が資料に沿って説明〉

〈質疑なし〉

〈議決〉

(教育長) 異議がないので、議案第2号は原案のとおり議決する。

**議案第3号 鹿児島県指定文化財の指定について**

— 県にとって文化史上貴重なもの、学術的価値の高いもの及び地域的特色を示すものであることから、これを保存し活用するために、鹿児島県指定有形文化財、鹿児島県指定史跡及び鹿児島県指定天然記念物に指定しようとする事について —

〈文化財課長が資料に沿って説明〉

〈質疑〉

(島津委員) 三十六歌仙絵扁額について、島津義虎が奉納をしたという史料はあるのか。また、近衛家との交流についても、何かそれを示すものがあるのか。

西南戦争の、高熊山古戦場の右側の写真の石には、穴があるのか。この石は何か。

祇園之洲台場跡以外に、鹿児島市の天保山砲台、南大隅町の根占砲台が、県の文化財になる可能性があるのか。

祇園之洲台場跡は、新波止砲台跡が国の重要文化財になっており、そこまで上げられる余地がありそうなのか。もしわかれば教えていただきたい。

(文化財課長) まず、三十六歌仙絵扁額について、1841年の史料の中にこの絵扁額が島津義虎によって寄進されたということが書かれている。また、その和歌は、近衛公が揮毫したということが書かれているが、近衛公というのが誰かというところははっきりせず、当時薩摩へ下向した近衛前久ではないかというふうに推測されている。

(島津委員) 近衛公について1841年の史料の中に書かれているということか

(文化財課長) そのとおり。

(島津委員) 1841年の言い伝えがあるというが、どの程度の明確な文章になっているのか。

(文化財課長) 高山大川神社仏閣産物名所旧跡帳という古文書の愛宕神社の項に、島津義虎によって天正5年6月24日に寄進されたということ、



絵画は狩野雄尽が手がけたということ、和歌は近衛公が揮毫したこと等が書かれている。

続いて、高熊山古戦場の石について、この石の穴は弾痕である。また、祇園之洲台場跡に関連して、天保山砲台についても、同じ年に埋蔵文化財センターが発掘調査をし、砲座や石畳などを確認しているところであるが、公園部分と河川部分の土地の境界がはっきりしておらず、管理関係に課題があり、まだ指定には至っていないところである。また、根占原台場跡は既に県指定史跡になっている。

鹿児島旧港施設の新波止台場については、国の指定では鹿児島旧港施設として新波止、一丁台場、遮断防波堤の3つを1つとして指定されているところであり、鹿児島旧港施設は南九州における交通と海防の拠点として近世から近代にかけて整えられた鹿児島港の代表的遺構として重要であるとして、これら3つが旧態を保持しながらまとめて残る点も貴重であるとされている。

(島津委員) 祇園之洲台場跡もそれに含めて広げて捉える可能性はないのか。

(文化財課長) 勉強させていただきたい。

〈議決〉

(教育長) 異議がないので、議案第3号は原案のとおり議決する。

## 6 その他

### (1) 令和4年第1回県議会定例会の状況について

－ 令和4年第1回県議会定例会の議事及び主な質疑事項について －

〈副教育長が資料に沿って説明〉

〈質疑〉

(島津委員) 学習者用端末について、鹿児島県の高校は今回のGIGAスクール構想とそれ以前のものを合わせて、75%整備されているが、他の県をみると、九州内では100%という県がある。できれば全学年に100%用意していただきたい。国で整備されたものが3分の1であるから、それ以外のものについては、40%くらいが余っている。それをどういう形で使っていくか考えているのか。

(黒木次長) 委員が御覧になったのは、おそらく2月の文科省調査の都道府県別の棒グラフの表だと思う。他県では「BYOD」という個人端末の持ち込みも含めて100%になっているところもある。本県はまだ個人端末の持ち込みについての調査をしておらず、個人端末が何台あるかを上積みしていない。高校生になると、既に個人で端末を所有し、学校で使用している生徒もいる。また、高校での専門的な学習や、将来の進学・就職先等での活用を見越して、高校入学や進級を機に、個人の端末を購入する高校生もいるため、それを活用しながら1人1台の環境を整えていくことを、考えている。

特に令和2年度、令和3年度で54%、約1万2,000台ほど準備した端末については1年生に1人1台を割り当て、年次進行で、1人1台の環境を整えていく。残りの台数については、現在の2年生、3年生がグループで活用したり、授業によって40台を貸し出したりというような活用、工夫をしながら進めている。

- (島津委員) 学校側が用意する端末と生徒側が用意する端末が混在するが、混乱しないのか。今後も国の予算がつかないと思うが、県が整備することは今のところ考えていないのか。
- (黒木次長) 台数の把握は非常に重要なことであると考えている。1学期の持ち込みをしている生徒の数や端末の台数をしっかり把握しながら、その推移を見て計画を立てて進めて参りたい。
- (原之園委員) 小学校における教科担任制について、モデル校をお願いするとしても、大規模校であれば授業の入れ替えが可能であると思うが、小規模校や複式学級のある学校はなかなか難しい面があると思う。モデル校を選定する基準はどうか。
- (義務教育課長) モデル校の選定の視点について、まさに今おっしゃったとおりで、複式学級や小規模校はなかなか難しい。だからといってしなくてもよいということではないため、大規模校、小規模校、複式、さらに教科の科目を考慮しながら、バランスよく全部で各地区で2校ずつで16校指定している。  
逆に持ち帰りそうなところに補助をやってもらい、どういうふうにやったら乗り越えられるか、どういったことが大変だったかをしっかり研究していきたい。
- (原之園委員) 今、教科のこともおっしゃったが、その教科は指定されたということか。
- (義務教育課長) 国からは、基本的には算数・理科・体育・英語の4教科を中心に進めるよういわれている。
- (堀江委員) 鹿児島グローバルクラスルーム事業は、海外の学校の生徒とオンラインで交流し、交流先の学校等へ派遣するという企画だと思うが、海外の学校というのはどの地域なのか、その選択はもうすでに考えられているのか、どういう形で探されているのか。もし決まっているのであれば、その地域や学校をお聞きしたい。オンラインで交流するという場合に、タイムラグがあると、同じ時間でうまく交流できないことも考えられるがどうなのか。学校を指定するとなると、生徒の語学力について、確認できるのか。その他の言語も含めて事前の学習を考えているのか。逆に受け入れることも考えているのかを伺いたい。
- (高校教育課長) 御案内のとおり、中学校8校程度、高校10校程度を指定しており、オンラインでの交流と、海外の派遣という2つのプログラムで考えている。対象校について現在考えているのは、ベトナム、台湾、オーストラリアである。根拠について、1つはタイムラグ

の問題であり、授業中の時間帯で時差がない。2つ目は、この事業の目的が、東アジアの中で鹿児島県の将来像を考えたときに、教材と国際性等を兼ね備えた鹿児島県を目指し、それを支える人材を育てるということであるため、対象校は東アジアを中心とした。

ベトナムは特に、鹿児島県に滞在する方の中で一番多い。ベトナムと台湾は、小学校3年生から英語が必修化されているため、かなり堪能である。そして、ベトナムはベトナム語が、台湾は中国語が母語であるため、英語を母語としているオーストラリアを選定している。派遣に関しては、オンラインプログラムは、学校単位で指定をすることを基本的には想定している。1学年全てが交流できることも可能だと考えている。通信環境等の条件はあるが、派遣については各学校から1人ピックアップするため、それなりに英語が堪能な生徒たちを選ぶということになると思う。現在は、オンライン派遣で受け入れることは考えていないが、今後の状況によっては、行ったり来たりということも出てくるのかもしれないと考えている。

〈質疑終了〉

## (2) 財部高校跡地の無償譲渡について

－ 財部高校跡地を曾於市へ無償譲渡したことについて －

〈学校施設課長が資料に沿って説明〉

〈質疑〉

(島津委員) 牛と鶏は食糧になるが、馬はどのようなイメージなのか。馬も食べるのか。

(学校施設課長) 鹿児島大学の共同獣医学部と連携し、獣医師の養成施設として全国から人を呼び寄せ、関係人口を増やし、地域の活性化につなげたいというものであり、必要な動物をそこで最先端の設備を設置して飼うことから始まる。食用ということなるが、馬については、JRAと連携し、引退した馬を養成する過程で、簡単な短い乗馬コースなど、幅広く活用したいということで聞いているところ。

〈質疑終了〉

## (3) 鹿児島県産業教育審議会の報告書について

－ 鹿児島県産業教育審議会の報告書の概要について －

〈高校教育課長が資料に沿って説明〉

〈質疑〉

(島津委員) この報告書を拝見させていただいたが、よくまとまっている。ぜひこれを産業教育の充実のために生かしていただきたい。今後の方向性は、お話いただいたので、具体的にこれをどう活用する

のか教えていただきたい。

(高校教育課長) 資料の10ページについて、各学科の在り方で具体的な方策が書いてあり、いわゆる産業教育の基本として大事にすべき部分と、現在の課題やトレンドに合わせてやっていく。例えば(1)の農業について、アの中に「ものづくり」から「ことづくり」、「ひとづくり」へ向けていこうと書いてある。またイの中に、農業関連産業に魅力を感じることができる環境を作るべきではないかとあり、学校の方法も含めて民間、地元と連携しながら、事業をやっていくことが必要ではないかとある。現在も行っているが、更にそれを促進すべきではないかというような御意見がある。

次に、11ページの工業について、イの中には、先端的技術の利活用と同時に開発を目指し、その技術が技術者に必要な倫理感や規範意識、両面をにらみながら、充実させていくようなこととある。また、商業では、アの1つ目に、グローバルな視点でビジネスを捉え、観光プランの開発を通じた、地域の理解等について書かれている。

技術の革新を取り入れながら、その地元を目を向け、理解しながらやっていく。そして、協働して地域と一緒にやっていきましょうという形で提言がある。現在は計画であるため、県教育委員会としても事業化していきたいと考えている。

(今村委員) 雇用環境について、外国人労働者が8,880人で過去最多とある。特に農業林業建設業の現場では、こういった皆さんに活躍してやっていただかないと、なかなか厳しい状況である。外国人労働者の教育方法として学校制度を利用できるか否か詳しくないが、県立高校の専門学科は、なかなか定員に至らない。そうすると、このような学校に大学レベルではなくて高校レベルでも、外国から留学生の受け入れを積極的に考えるというのも1つの方法ではないか。商業科教育で、留学生や技能実習生を学校に招く、グローバル化への意識付けを積極的に考える等、産業教育を活性化するための具体的な方法が述べられていてもいいのではないか。

(高校教育課長) 現在は積極的に高校で留学生を受け入れる制度等を行っていないが、各学校においては、「総合的な探究」という科目で、今話題の地域と協働し、地域に出て活動している。

私は、前任が指宿高校であったが、観光協会が台湾と姉妹盟約を結んでおり、山川の水産加工場では、台湾の方がたくさんいるため、そこの技能実習生に話を聞きに行く、招いてお話を聞くという活動を行っている。これは1つの例だが、特別な例ではないためこのようなチャンスを生かして魅力化につなげたい。

今まさに学校のミッションを考えようという過程で、地元等との連携は必ずしなければならないとなっている。地元の、特に海外の技能実習生もいるため、身近に接していく中で国際感覚を育成できればと考えている。

〈質疑終了〉

#### (4) 魅力ある県立学校づくりに向けた懇話会のとりまとめについて

－ 魅力ある県立学校づくりに向けた懇話会のとりまとめ結果について －

〈高校教育課参事が資料に沿って説明〉

〈質疑〉

(島津委員) 懇話会の御意見は非常に多岐に渡っている。今後どのように生かしていくかはまだ見えない。魅力ある県立高校づくりについてのタイムスケジュールや、どういうステップで進めていくのかが見えてくると、貴重な御意見が生かされるのではないかと。

(高校教育課参事) 委員がおっしゃるとおり、学校の小規模化が進んでいる今、本県の現状について色々な御意見を賜った。これまで行った活力ある高校づくり計画は、タイムスケジュールを含めた計画を策定し、昭和61年には82校あった学校が、現在では61校と、大胆な再編の計画を実施し、特色ある学科などを設置してきた。ただこれ以上の再編整備や学科の統合等は、なかなか難しいのも現状である。そのような中で、他県の参考例でグループ化やICTを使った遠隔授業などについては、小規模化が進んでいる学校にとっては有効な施策ではないかと思う。他県を調査しながら本県の実態に合わせて実施していきたい。先ほど高校教育課長からあったが、今年度中にスクールミッションという各学校の存在意義についても検討を進めていくため、地元の方々と協議しながら各学校の魅力化について検討していきたい。

(島津委員) 再編整備をする必要があるという話ではなくて、魅力ある高校づくりをするためのステップをどうしていくかという話が聞きたい。その中には先ほど言われたグループ化や、キャンパス化等があるのかもしれない。数の話ではない。魅力ある高校が作られるためにはどうしていくのかを伺いたい。そのための御意見を伺ったわけであり、ステップはどのようなふうにしていくのかという方向性が少しずつ見えた方がいいのではないかと思う。

(高校教育課長) ステップについて、参事の方から申し上げたように、まずは現状を把握したいということであり、今年の事業である魅力ある高校づくりのための事業として2つ柱がある。1つは、今申し上げたとおり遠隔授業やグループ化、キャンパス化ということである。教育のコンテンツや授業、職員定数を確保するためのアイデアである。これとは別にもう1つ事業があり、中学生とその保護者のニーズを把握することである。そのために、かつて平成20年代に同じようなアンケートをとっているが、期間が空いたため、再度アンケートをとりニーズを把握してみることとなった。これは基盤の部分であり、並行してこのミッションを策定する時期に地元の中において学校がどのような存在を持つか、それを地域と連携しながら、ただ聞くのではなく、支援をいただくような形でお話をしていて、連携していただきながら練り上げていこうということである。ステップとしては今その土台を作ろうとしているところである。ここからそのミッションを作って、その中でこの魅力を打ち出していければというふうに考えている。

(島津委員) 方向性，ステップとしてはわかるが，ただ時間的にはあまり余裕がないのではないかと思う。現実問題として少子化が進んでおり，今後しばらくは少し横ばいであるが，余裕をもってではなく，スピードアップする必要があるのではないか。

(馬場委員) 県立高校の特色化，魅力化推進事業をつくる目的は何か。

(高校教育課参事) この事業の目的は，小規模校の在り方，県立高校の魅力化に向けて先進県に調査，視察を行い，その結果を踏まえて進めていくということである。

(馬場委員) 今年度の目的ではなくて，そもそも魅力ある高校をつくる目的を聞きたい。魅力ある高校をつくるのが目的ではなくて，目的があるので魅力ある高校を検討するのではないか。

(高校教育課参事) どの高校に進学しても，生徒にとって学びたい学びができるような高校をつくるのが目的である。

(馬場委員) その目的が明確，具体的ではないという感じがする。この懇話会の設置目的が，少子高齢化の中で学校を魅力化していくということであるので，目的は，少子高齢化で入学希望者が減少している問題をどのように解決するかということではないか。加えて，高校生の学習意欲，可能性，能力を伸ばすことが目的なのかなと思う。目的に向かって手段を検討するので，高校の再編を含め，ICTを活用する等，いかに中山間地域，離島の問題を解決していくかを検討すべきではないか。また，高校生の学習意欲を喚起していくことについては，その魅力化や特色化，活性化を議論することになるのではないか。しかし，今回の取りまとめを見ると，魅力ある高校というテーマがとても抽象的であるため回答が広がっていて目的がわかりにくいと思う。目的を定めてタイムスケジュールを定めたり，その目的に向けて有識者にアンケートをとったり，保護者へニーズ調査をしたり等，この事業の方針を策定するのがよいと思う。

インターネットで他県をリサーチしたが，埼玉県は魅力ある県立学校づくりの方針を，平成28年3月に定めているようで，現状と課題を分析し，その特色をどうやって出していくかという対策を作っているようである。魅力ある高校をつくりましょうというところの魅力というのは，とても幅広いため，例えば普通科改革等，具体的に方針を絞り議論していく方が進みも早く，今後子供や保護者に対してもアンケートをとりますというように示した方が，有益な情報が入りやすくなるのではないかなと思う。

(副教育長) 委員のお話はそのとおりだと思っており，私どももその目的は定めて取り組んでいる。少子化等の影響により，特に通学手段が限られる中山間地域や離島の学校では小規模化が進んでおり，近年地域振興の核として期待される中，教員数，学校施設の教育資源に限りがある。そうすると，生徒がこういった学びをしたいというニーズを単独では実現することができない。これを解決して

いこうというのを1つの目的として、その課題に対してどのような対応ができるかということで、懇話会を設けた。

懇話会では、最初から絞るのではなく、いろんな方々にいろんな意見を出していただきたいということで、今年の取りまとめはいろんな形の意見が出てきている。議論の過程については、いくつかそのテーマを設け、1つは魅力ある高校とはどういうことか、その次に普通科改革として考えたときにどのようなことが考えられるかを設け、委員の方々に議論をしていただいた。また、離島や中山間地域の小さい高校を活性化するためにはどのようなアイデアが考えられるのかというのを、皆さんからいろんな意見をいただいた。専門高校の改革についても、どんな手法が考えられるのか、色々な形で御意見をいただいた。

今年は懇話会をしていろんな意見を聞いた。来年度は中学生や保護者へのアンケート調査を行うとともに、ICTを活用した取組というのが具体的にどのように行われているのかなどを調査する。それと同時並行で、個別具体の学校について検討を進めていく。できることからやっていくということを考えているため、それが皆様方に伝わるようにこれからしっかり取り組んでいきたい。

(馬場委員) できることからこうやっていきますということもあると思うが、大きい枠組み、事業の計画等はないのか。この事業は何年間やる予定になっているのか。

(副教育長) 何年間で進めるという手法をこれまでは取ってきたが、今回はそういったことよりも個別にしっかりできることに取り組んでいくということを積み重ねることによって全体ができ上がっていくということをイメージしている。ただ、検討の過程において、大きな枠組みを示してそれを計画的に進めていくということになるかもしれない。今のところは個別の検討を積み重ねて、できることから少しずつやっていくということをイメージしている。

(馬場委員) できることからやっていくという手法だと、外から見ているとどこに向かっているのがわからない。例えばこの取りまとめの意見について、具体的な意見を踏まえて教育委員会はどういうことを今後やっていきます等、教育委員会の方針を示していただいた方がよい。やれることからやっていくというより、外部にわかるようにしていただいた方がよい。懇話会の意見がどのように位置づけられるのか、取りまとめが報告書なのか方針なのかを明らかにし、説明をしていただければいいと思う。

(副教育長) 今回は、先ほど申し上げた目的があり、これを達成するために適切な方策を講じていく必要があり、検討しているわけであるが、この方策について大学や民間企業、PTA代表の方から、幅広く意見を伺いたいという意味で懇話会を設置した。

この懇話会によって1つの方向性に取りまとめるというよりは、いろんな意見を聞き、それを踏まえて私どもとして方向性のある程度定め、できることから実際に実行していくということになるかと思う。例えば遠隔授業、ICTを活用した高校の活性化をしていくということになれば、これからそうしますということ

アナウンスし、具体的になっていこうかと思う。懇話会自体は今申し上げたとおりいろんな意見をいただきたいということで設けたため、私どもとしてはそれを踏まえてこれから検討の過程において今回の意見を踏まえ、そしてどれをやっていくのか、どの高校にどう取り入れていくのか、具体的に検討し、実施段階においては細切れではなく大きい形でできることからやっていく。グループ化やキャンパス化、ICTを活用した遠隔授業等、できる方からやっていくというニュアンスである。

(馬場委員) 高校でこれから新たな取組ということで、まずはICTの活用等をするということか。

(副教育長) そういうことも手段として、懇話会の中で出てきている。

(馬場委員) 今年度行うニーズ調査というのは、どこに位置付けられているのか。

(副教育長) 今回意見が出てきたこともあり、そのことが実際にできるかどうかを他県に実際に調査をし、本県でそれをするためにはどういうことをすればよいかを実際に落とし込んでいく。それと同時並行で、実際に県内の中学生や保護者が、学校に対しどんなことを望んでいくかという観点からもアンケートをとる。例えばそれは学科や教育課程の内容等に落とし込んでいくということになる。

(馬場委員) 資料の4ページに「魅力ある高校とは」として3つ掲げているが、例えば普通科改革、専門学科改革等、検討するというのではないのか。

(副教育長) 高校の魅力化、特色化を図るに当たっては、委員の中で議論をするときに、まず魅力ある高校というのはどういう高校かというのをしっかりと語り合い、話をしないと前に進めないということがあり、委員の皆様方で、一体魅力ある高校というのはどんな高校かというのを議論していただいたということである。これについては、この3点ではないか、鹿児島県が目指すべき魅力ある方向というのはこういう方向でないかということを経験会の中で議論された。その内容自体は私どもも納得した。

(馬場委員) 魅力ある高校というと、その高校の特色化や活性化という面もあるため、懇話会の取りまとめの3つに絞るわけではなく、特色化することも入ってくると考えてよろしいか。

(副教育長) そのとおり。例えば「学びたい学びがある」というのも、特色であったり、魅力であったりと思う。そのため、特色化、魅力化はこの3つと別のことをやりますではなく、この3つを達成するための要素である。

(馬場委員) 魅力ある高校というのがとても広いため、この3つになってしまうということか。この中に他の要素を入れていくということか。例えばその魅力ある高校をつくるために、鹿児島県の教育委員



会は、学科やカリキュラムを検討して進めていくということによるのか。

(副教育長) 懇話会として、議論の中で1つの取りまとめがあった。これで魅力ある高校をオーソライズといったことではない。懇話会の中で示され、これを実現するためにグループ化やキャンパス化、教育課程の見直し、コースや課程をどうするか、ICT遠隔授業を使うかという手段を駆使し、学校を作っていくということだと思っている。それが魅力のある学校であり、活性化した学校ということになるだろうと思っている。

(馬場委員) 今年度のアンケートをとって、子供や保護者、学校の先生等、当事者が考える魅力ある学校についても意見が入れば、ここに盛り込んでいくと考えてよろしいか。

(副教育長) アンケートの内容も当然、魅力ある学校づくりの中に生かしていくと考えている。

(黒木次長) 1つ補足をさせていただきたい。このテーマは、国の大きな動きとも連動している部分があり、令和3年1月、中教審で令和の日本型学校教育を目指し、全ての子供たちの可能性を引き出す、「個別最適な学びと協働的な学びの実現」という答申が出されている。この答申は、高校教育の在り方に焦点が当てられている。その中で、よく報道されたのが普通科改革である。それ以外にも、専門高校の活性化、入学の受け入れ方針、入試制度の在り方等、非常に幅広のテーマが取り上げられた。

この答申では、離島や中山間地域に高校が偏在し、交通手段が限られた学校の少子化が非常に急速に進んでるという部分がある。国の大きなテーマの中の話ということもあり、本県では、離島、中山間地域の学校も含め、何か方針を出すような話から入るのではなく、幅広に意見を伺う懇話会という形式から始めていこうという流れにあるということをお理解いただければと思っている。

私たちも、小規模化した学校が単独ではその教育の質のいいコンテンツを生徒に提供できていないのではないかとこの部分は、強く感じている。例えば芸術でいえば音楽、美術、書道等、全ての選択科目が提供できるという状況が今はない学校もあるため、遠隔授業で何か事業が展開できないか、小規模校同士、ICTでグループ化をし、やりとりができないか等の可能性は、やはり急ぎ方針を打ち出し、早めにお示ししなければならないと強く感じている。担当課を中心に、また検討してまいりたい。

(馬場委員) 令和3年の答申は見えていないが、高校教育の課題をそこに沿ってわかりやすく御説明いただければと思う。

〈質疑終了〉

## (5) 鹿児島県立博物館考古資料館保存活用計画について

－ 鹿児島県立博物館考古資料館保存活用計画の概要について －

- (島津委員) ぜひこの保存活用計画を進めていただきたい。活用計画を見ると、耐震化を行い1, 2階とも小規模の催し物等で対応できるスペースでとあるが、これはいわゆる本格的な活用をする前に一時的に提供するという意味なのか。  
別冊資料で63ページの下に、鹿児島県立博物館考古資料館活用・運営協議会(仮称)とあるが、これは何をするのか。  
75ページの県民の機運醸成で、活用協議会やイベント等の開催は令和4年度からとなっているが、これはどう考えればいいのか。
- (文化財課長) 最初の御質問については、令和2年度の活用方針等検討委員会の提言の中で、まずは建物の保存と公開を図るとされた。それに基づいて、まずは歴史的・建築的な価値や魅力を体感していただくための公開、活用を行いながら、復元、さらに価値を生かせる開かれた活用について検討を行っていく。
- (島津委員) 今言われたのは、耐震化が終わってからなのか。終わらないと公開できないということか。そうすると、それが耐震化が終わるのは令和7年以降で、それからということか。
- (文化財課長) 令和8年度以降、公開・活用をしながら検討を行っていく。  
活用・運営協議会については、これも提言の中に、官民一体となった協議会で、今後の開かれた活用に向けての検討をするということが示されており、例えば活用のコンセプトの設定や、県民に魅力をしっかり伝えるためにどのような使い方をしていけばいいか、さらにイベント等というのが書いてあるが、活用に向けた機運を醸成するために、例えばシンポジウムや講演会等のイベントを実施しながら進めていくということも、この提言に示されているため、イベント等の内容等について協議していただくことを考えている。
- (島津委員) 小規模の催し物に対応できるスペースを設置するというのと、利活用の中で66ページのアイデアや案があり、このようなスペースが確保できるのかと思うが、矛盾しないか。
- (文化財課長) 提言の中で、まずは軽装備の設備を付加することとされている。可逆的な補修・耐震をするということであるため、新しい活用、開かれた活用に支障がないような整備をするということである。
- (島津委員) 要は、全体がはっきり確定するまではこのようなスペースを設定するという理解でいいか。
- (文化財課長) おっしゃるとおりである。
- (島津委員) もう一度言うが、この協議会の中で今後の活用が明確にこのような形で行えるということが決まると、スペースとしては使われなくなる可能性もあるということか。例えば、屋台村的を設置す

る等、全スペースを使ってしまうと、設置できなくなる可能性はないか。

(文化財課長) 必要最小限の設備の付加ということで今回の令和7年度までの整備では計画してるところであるため、なるべくそうならないような整備を計画している。

(副教育長) 補足をしたい。提言の中でも、まず一旦軽装備的な整備と耐震を中心にこの建物が使えるようにするという整備をする。その次の段階として、本格的に、この66ページは単なるアイデアであるが、本格的な幅広い活用を検討していく。いわゆる2段ロケット方式のような提言をいただいている。今度の保存活用計画についてはまずその第一段階の耐震化、軽装備化といった整備をするということのためのものであり、次の段階のどのような使い方をするかということは、協議会の中で考えていく。場合によってはその使い方が、例えばすべて屋台村ということになれば、すべて屋台村として使われるような可能性はないではないというイメージでいる。

(島津委員) この施設の前のソテツについて、「世界で初めて精子が発見されたソテツ」はいつからここに植えられているのか。

(文化財課長) 考古資料館が竣工した1883年から1895年の間に植えられたとされている。

(質疑終了)

## 7 教育長報告

報告5号 令和4年度人事異動について  
(非公開)

報告6号 学校職員の懲戒処分について  
(非公開)

## 8 議案

議案第4号 令和4年度鹿児島県教科用図書選定審議会委員の任命について  
(非公開)

## 9 その他

(6) 令和3年度県立学校職員の後期業績評価について  
(非公開)

## 10 閉会